

競争入札参加資格審査申請書提出要領

牛久市

牛久市が行う競争入札に参加を希望する方の資格審査に係る受付を次のとおり行います。当市の競争入札に参加できる方は、資格審査の結果、競争入札参加資格者名簿に登録された方に限られます。

1. 資格要件

次に該当する方は、資格審査を受けることができません。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で申請の前日までに復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 牛久市の入札又は契約に関し、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく入札参加制限を受けた者で、当該期間を経過していない者
- (4) 審査基準日現在で、営業に関し法律上必要とする許可、認可又は登録等を受けていない者
- (5) 建設工事にあつては、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない者及び経営事項審査により総合評定値（P）を得られない者
- (6) 経常建設共同企業体にあつては、その構成員となる者が資格審査の申請をしていない者、又は他の経常建設共同企業体の構成員として申請をした者を含むもの
- (7) 協業組合又は事業協同組合にあつては、入札に参加しようとする業種について組合の定款に共同受注の定めがないもの
- (8) 建設工事にあつては、社会保険等（「雇用保険」、「健康保険」、「厚生年金保険」）に未加入である者（適用除外となる場合は除く）

2. 資格審査の申請区分等

次のように区分し、さらにそれぞれを、「業種コード表」に掲げる区分に分類してください。

- a. 建設工事
- b. コンサルタント（測量・建設コンサルタント等）
- c. 物品（物品の販売・役務提供・印刷請負等）

3. 審査基準日

- a. 法人 申請書提出日の直前の決算日。（ただし、申請日の直前の決算日が当該申請日の前6月以内であるときは、当該決算日前1年以内の直近の決算日とすることができます。）
- b. 個人 平成31年1月1日。決算に関する事項については、審査基準日の直前に決算の確定した日とします。

※ただし、代表者、代理人、商号等、社会保険等の加入状況については、提出日現在で記入。

4. 有効期間

- a. 建設工事・コンサルタント …平成31年5月1日から平成33年3月31日（定期受付）
- b. 物品（役務を含む） …平成31年5月1日から平成32年4月30日（追加受付）

※建設工事・コンサルタントについては、有効期間変更の移行期間となるため、有効期間は平成33年3月31日までの1年11ヶ月間となります。

5. 審査の結果

参加資格があると認定された者は有資格者名簿に登録されます。有資格者名簿は、閲覧及びホームページで公表致します。したがって、申請書が提出されたときは、当該公表に同意したものとみなします。なお、この審査の結果作成される有資格者名簿には、総合審査評点、総合評定値(P)、主観評点が掲載されます。（様式を必ず確認の上、申請書を提出して下さい。）

《申請方法等》

1. 受付期間 平成31年1月4日（金）から平成31年1月31日（木）まで
 - ・ **受付期間内必着**とし、受付期間を過ぎたものは無効となります。
2. 申請方法 郵送等又は持参とします。（受付票は後日郵送します。）
 - ①郵送の場合（書留または簡易書留、宅配便可）
 - ・ 封筒には「**入札参加資格申請書在中**」と**朱書**してください。二重封筒にする必要はありません。
 - ・ 複数の業種の申請書を提出する場合は、**同一封筒**で送付して下さい。
 - ②持参の場合
 - ・ 提出場所 牛久市役所3階 契約検査課
午前8時30分～12時00分、午後1時～5時15分（土、日、祝日を除く）
 - ・ 持参当日は受領のみで、受付審査は行いません。
3. 提出書類
 - ①申請書は、**市指定様式**とします。
 - ②提出書類は、「申請書類一覧」に掲げるとおりです。用紙の規格は、A4判を原則とします。
提出書類のうち、複写可のものは鮮明なもの、官公署の発行する諸証明等は、**申請日前3ヶ月以内のもの**としてください。
 - ③中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が申請書を提出する場合には、**組合の定款及び名簿**を提出してください。
 - ④書類の編さんは、申請書を「申請書類一覧」に掲げる順番にダブルクリップで止めて提出してください。
 - ⑤経常建設共同企業体の申請書類については、下記までお問い合わせください。
 - ⑥市指定様式は**牛久市ホームページ「ビジネス・行政／入札・契約」**よりダウンロードできます。
また、郵送での請求、市役所での配布もしています。市指定様式を郵送で請求する場合は、契約検査課までお問い合わせください。

《建設工事に登録を希望する方へ》

解体工事業における経過措置期間が平成31年5月31日で終了します。このため、平成31年6月1日以降に解体工事を施工する場合には、解体工事業に係る建設業許可が必要となります。

経過措置終了後に市が発注する解体工事への入札参加を希望される場合には、競争入札参加資格として「解体工事」を登録していることが必要となります。

【問い合わせ先・郵送先】

牛久市総務部契約検査課

〒300-1292 茨城県牛久市中央3丁目15番地1

TEL. 029(873)2111 内線1031・1032

※問い合わせは電話でお願い致します。メールでの問い合わせには応じられません。

《建設工事申請書類一覧》

参加資格有効期間 平成31年5月1日～平成33年3月31日

No.		書 類 名	様式 番号	備 考
1	◎	一般競争（指名競争）参加資格審査 申請書	工事様式 1号	本社申請、実印捺印 のこと。
2	◎	参加資格審査調書その1・その2 （2ページで構成）	工事様式 2-1号 2-2号	その1とその2を両面印刷またはホッチキス止め したものを2部提出
3		使用印鑑届 <u>*任意様式可</u>	共通様式 1号	実印と異なる場合に提出。委任状に使用印鑑として 明記されている場合は省略可
4		委任状 <u>*任意様式可</u>	共通様式 2号	年間委任する場合のみ提出。 実印捺印 のこと 受任先名称・受任者職名・委任事項を忘れずに記載
5	◎	建設業許可証等の写し		建設業の許可についての通知の写しでも可
6	◎	経営規模等評価結果通知書・総合評定 値通知書の写し		最新の通知書が未着の場合は、完了票の写しを申請 書類と共に提出すれば後日提出でも可とする。
7	◎	工事経歴書（直前2ヵ年分） <u>*任意様式可</u>	工事様式 3号	すべての希望業種について直前1年度分と直前2 年度分を作成すること
8	◎	登記事項証明書（謄本）の写し （履歴事項全部証明書）		登記官の認証文及び印、作成年月日記載のもの （個人の場合は身分証明書の写し）
9		正社員名簿	工事様式 4号	市内に本社がある者のみ提出 代表者・事務を含む全正社員を記入し、調書その1 の総従業員数と数が一致していること。
10	◎	納税証明書（ 国税 ）の写し 税目：法人税、消費税及び地方消費税		未納の税額がないことの証明（ 法人：様式その3の 3 個人：様式その3の2 この様式以外は認めませ ん）*電子納税証明書は不可
11		納税証明書（ 牛久市税 法人 ）の写し 税目：全ての税	共通様式 3号	牛久市に納税義務がある（牛久市内に本社・支店・ 営業所等が在る）法人は必ず提出
12		納税証明書（ 牛久市税 個人 ）の写し 税目：全ての税	共通様式 4号	個人事業者として登録を希望する者で牛久市に納 税義務がある場合は必ず提出 市内業者で法人の代表者個人が牛久市に納税義務 がある場合は必ず提出
13		支店及び営業所等の状況調書	共通様式 5号	牛久市内に支店・営業所等が在る者は必ず提出（準 市内業者）
14		男女共同参画推進状況調査書 <u>*提出する調書はホッチキス止めして ください</u>	共通様式 6号	牛久市内に本社・支店・営業所等が在る者は必ず提 出（市内及び準市内業者） *複数の業種を申請する場合は、1社（者）につき 1部の提出で結構です。
15	◎	入札参加資格審査申請受付票	工事様式 5号	業者名を記入 すること
16	◎	提出書類チェックリスト	工事様式 6号	書類の不備が無いようチェックしてください
17	◎	返信用封筒 1枚		提出要領6ページの別紙「封筒の提出について」を 参照
18	◎	申請書類保管用封筒 1枚		

※ 注意事項

1. ◎印は必ず提出するもの、無印は該当するときに提出するものです。
2. 申請書提出後、有効期間切れになる総合評定値通知書は新しいものが届いたら提出すること。
3. 納税証明書（牛久市税 法人）の写し
設立間もない法人でまだ市税が課税されていない者は、法人の設立等に関する申告書の写しを提出すること。（牛久市税務課扱い）
4. 牛久市税について、誓約等により分納している場合は、納付誓約書の写しを提出すること。
5. 国税について、分納している場合は、ご相談ください。

《コンサルタント申請書類一覧》

参加資格有効期間 平成31年5月1日～平成33年3月31日

No.		書 類 名	様式 番号	備 考
1	◎	一般競争（指名競争）参加資格審査 申請書	コンサル様式 1号	本社申請、実印捺印のこと。
2	◎	参加資格審査調書その1・その2 （2ページで構成）	コンサル様式 2-1号 2-2号	その1とその2を両面印刷またはホッチキス止め したものを2部提出
3		使用印鑑届 *任意様式可	共通様式 1号	実印と異なる場合に提出。委任状に使用印鑑として 明記されている場合は省略可
4		委任状 *任意様式可	共通様式 2号	年間委任する場合のみ提出。 実印捺印のこと 受任先名称・受任者職名・委任事項を忘れずに記載
5		許可、認可又は登録等証明書の写し		
6	◎	測量等実績調書（直前2ヵ年分） *任意様式可	コンサル様式 3号	すべての希望業種について直前1年度分と直前2 年度分を作成すること
7	◎	登記事項証明書（謄本）の写し （履歴事項全部証明書）		登記官の認証文及び印、作成年月日記載のもの（個人 の場合は身分証明書の写し）
8	◎	財務諸表類（直前1ヵ年分） 【貸借対照表、損益計算書、株主資本 等変動計算書等】		個人の場合は確定申告書と事業所得に係る収支内 訳書・貸借対照表の写しを提出 *連結決算は不可
9	◎	納税証明書（国税）の写し 税目：法人税、消費税及び地方消費 税		未納の税額がないことの証明（法人：様式その3 の3 個人：様式その3の2 この様式以外は認め ません）*電子納税証明書は不可
10		納税証明書（牛久市税 法人）の写し 税目：全ての税	共通様 式3号	牛久市に納税義務のある（牛久市内に本社・支店・ 営業所等が在る）法人は必ず提出
11		納税証明書（牛久市税 個人）の写し 税目：全ての税	共通様 式4号	個人事業者として登録を希望する者で牛久市に納 税義務がある場合は必ず提出 市内業者で法人の代表者が牛久市に納税義務があ る場合は必ず提出
12		支店及び営業所等の状況調書	共通様式 5号	牛久市内に支店・営業所等が在る者は必ず提出（準 市内業者）
13		男女共同参画推進状況調査書 *提出する調書はホッチキス止めして ください	共通様式 6号	牛久市内に本社・支店・営業所等が在る者は必ず提 出（市内及び準市内業者） *複数の業種を申請する場合は、1社（者）につき 1部の提出で結構です。
14	◎	入札参加資格審査申請受付票	コンサル様式 4号	業者名を記入すること
15	◎	提出書類チェックリスト	コンサル様式 5号	書類の不備が無いようチェックしてください
16	◎	返信用封筒 1枚		提出要領6ページの別紙「封筒の提出について」 を参照
17	◎	申請書類保管用封筒 1枚		

※ 注意事項

1. ◎印は必ず提出するもの、無印は該当するときに提出するものです。
2. 納税証明書（牛久市税 法人）の写し
設立間もない法人でまだ市税が課税されていない者は、法人の設立等に関する申告書の写しを提出すること。（牛久市税務課扱い）
3. 土木関係建設コンサルタント、地質調査又は補償コンサルタントについて、国の登録業者で「現況報告書の写し」を提出した場合は、「財務諸表」の提出を省略することができます。
4. 牛久市税について、誓約等により分納している場合は、納付誓約書の写しを提出すること。
5. 国税について、分納している場合は、ご相談ください。

《物品(役務を含む)申請書類一覧》

参加資格有効期間 平成31年5月1日～平成32年4月30日 (追加受付)

No.	書 類 名	様式 番号	備 考
1	◎ 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書	物品様式 1号	本社申請、実印捺印のこと。
2	◎ 参加資格審査調書その1・その2 (2ページで構成)	物品様式 2-1号 2-2号	その1とその2を両面印刷またはホッチキス止めたものを2部提出
3	使用印鑑届 *任意様式可	共通様式 1号	実印と異なる場合に提出。委任状に使用印鑑として明記されている場合は省略可
4	委任状 *任意様式可	共通様式 2号	年間委任する場合のみ提出。 実印捺印のこと 受任先名称・受任者職名・委任事項を忘れずに記載
5	許可、認可又は登録等証明書の写し		営業上必要な許可等の証明書
6	代理店・特約店証明の写し		希望業種と関連する場合に提出
7	◎ 販売等経歴書(直前2ヵ年分) *任意様式可	物品様式 3号	すべての希望業種について直前1年度分と直前2年度分を作成すること
8	◎ 登記事項証明書(謄本)の写し (履歴事項全部証明書)		登記官の認証文及び印、作成年月日記載のもの(個人の場合は身分証明書の写し)
9	◎ 財務諸表類(直前1ヵ年分) 【貸借対照表、損益計算書、株主資本等 変動計算書】		個人の場合は確定申告書と事業所得に係る収支内訳書の写し・貸借対照表の写しを提出 *連結決算は不可
10	技術者経歴書 *任意様式可	物品様式 4号	希望業種が技術者を必要とする場合に提出
11	◎ 納税証明書(国税)の写し 税目:法人税、消費税及び地方消費税		未納の税額がないことの証明(法人:様式その3の3 個人:様式その3の2 この様式以外は認めません) *電子納税証明書は不可
12	納税証明書(牛久市税 法人)の写し 税目:全ての税	共通様式 3号	牛久市に納税義務のある(牛久市内に本社・支店・営業所等がある)法人は必ず提出
13	納税証明書(牛久市税 個人)の写し 税目:全ての税	共通様式 4号	個人事業者として登録を希望する者で牛久市に納税義務がある場合は必ず提出 市内業者で法人の代表者が牛久市に納税義務がある場合は必ず提出
14	支店及び営業所等の状況調書	共通様式 5号	牛久市内に支店・営業所等がある者は必ず提出(準市内業者)
15	男女共同参画推進状況調査書 *提出する調書はホッチキス止めしてください	共通様式 6号	牛久市内に本社・支店・営業所等がある者は必ず提出(市内及び準市内業者) *複数の業種を申請する場合は、1社(者)につき1部の提出で結構です。
16	◎ 入札参加資格審査申請受付票	物品様式 5号	業者名を記入すること
17	◎ 提出書類チェックリスト	物品様式 6号	書類の不備が無いようチェックしてください
18	◎ 返信用封筒 1枚		提出要領6ページの別紙「封筒の提出について」を参照
19	◎ 申請書類保管用封筒 1枚		

※注意事項

- ◎印は必ず提出するもの、無印は該当するときに提出するものです。
- 納税証明書(牛久市税 法人)の写し
設立して間もない法人でまだ市税が課税されていない者は、法人の設立等に関する申告書の写しを提出すること。(牛久市税務課扱い)
- 牛久市税について、誓約等により分納している場合は、納付誓約書の写しを提出すること。
- 国税について、分納している場合は、ご相談ください。

封筒の提出について

封筒は、下記の2種類を提出してください。

● **長形3号封筒（120×235）・・・1枚**

- ・ 申請受付票の送付に使用するため82円切手を貼付してください。
- ・ 受取人の住所及び宛名を記載してください。（御中又は様を記載）。

● **角形2号封筒（240×332）・・・1枚**

- ・ 封筒の底にマチがないものをお願いします。
- ・ 封筒上部を下図のように切り取って下さい。
- ・ A4サイズの申請書がちょうど入るサイズになります。
- ・ 社名を記載してください。社名が印刷されている通常使用している封筒で結構です。
- ・ 申請書類の保管用として使用するため切手の添付は不要です。

